

子ども自立センターみらい移転設計プロポーザル募集公告

次のとおり建築設計プロポーザルの募集を行います。

令和 8 年 6 月 1 7 日
青森県知事 宮下 宗一郎

1 業務概要

- (1) 業務番号 営委東青8第1206号
- (2) 業務名 子ども自立センターみらい移転設計業務委託
- (3) 業務内容 基本設計及び実施設計業務
- (4) 履行期限 令和10年3月24日
- (5) 参考委託料 72,666,000円

2 業務の詳細な説明

委託業務は、資料1「子ども自立センターみらい移転設計プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）及び資料2「青森県建築設計業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

3 参加資格

- (1) 本プロポーザルによる選定（以下「本手続」という。）に参加する者（以下「参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
 - イ 青森県財務規則（昭和39年3月31日青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
 - ウ 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月28日付け青森県規則第6号。以下「参加資格規則」という。）第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、第7条第1項に規定する有資格建設関連業者名簿の建築関係建設コンサルタント業務の建築一般に登載されていること（技術提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
 - オ 過去15年間に技術提案書作成要領（資料1-4）3イに掲げる同種業務・類似業務の、基本設計及び実施設計業務の実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資比率20パーセント以上又は業務割合20パーセント以上の

場合に限る。

カ 県内に本店を有する者であること。

キ 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。

ク 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

ケ 別に定める資格を有する管理技術者を配置することができること。

コ 参加申請書の提出期限の日から契約締結日までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。

サ 参加資格規則第5条の規定により競争入札に参加する資格があると認定された日から契約締結日までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

シ 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

ス 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

セ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合が参加者となる場合、当該事業共同組合の組合員が別の参加者及び別の参加者の協力者となっていないこと。

ソ 本手続の参加に当たっては、代表者と構成員による2者の設計共同企業体（以下「JV」という。）を結成して参加することができる。その場合は以下の要件を満たしていること。

(ア) 自主的に結成されたJVであること。

(イ) 代表者は、3(1)ア～セに掲げる要件をすべて満たしていること。

(ロ) 構成員は、3(1)ア～ク、コ～セに掲げる要件を全て満たしていること。

(エ) 各構成員の出資比率は、20%以上であること。また代表者の出資比率は最大であること。

(オ) 各構成員が、本プロポーザルに係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

(2) その他

次の各号に掲げる者は、本手続に参加することができない。また、参加者は、次の各号に掲げる者から本手続に関し、助言、協力等の援助を受けてはならない。

ア 子ども自立センターみらい移転設計プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員

イ 青森県職員

ウ ア及びイに掲げる者が自ら又はその家族が主宰し、または役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者

4 審査

ヒアリングの実施並びに最優秀者及び優秀者の特定は審査委員会において、次のとおり審査を行うものとする。なお、ヒアリングの開始時刻等は、参加者に別途電子メールにて通知する。

(1) ヒアリング審査の実施

以下によりヒアリング審査を実施する。

ア 日時 令和8年7月23日(木)

イ ヒアリング時間

説明は10分以内とし、説明後に15分程度の質疑応答を行う。

ウ 説明資料等

提出した技術提案書に基づき行うものとする。また、追加資料等の作成及び提出は認めない。なお、技術提案書の内容をパワーポイント等にまとめた概要版の使用は可とする。

エ ヒアリング参加者

当日の参加者は2名以内(管理技術者及びパソコン等操作者)とする。説明及び質疑応答は、管理技術者が行うこと。

(2) 提案課題

次の課題について、ポイントに対する考え方を必ず含めて提案すること。

課題	ポイント
1 こどもたちの安全性と快適な環境の実現	こどもたちに心理的な安心感を与え、安全管理とプライバシーが両立する、学習環境と生活環境が調和した環境づくりについて提案すること。
2 多機能化に対応した環境づくり	感染対策に考慮しつつ、こどもの粗暴行為等に対応できるスペースの確保、家族交流やアフターケア等、柔軟な利用ができる施設づくりについて提案すること。
3 省エネ性能や自然環境、県産木材利用を考慮した、コスト管理や事業効率性	省エネ性能や豪雪等の青森県特有の気候への対応、県産木材の利活用に配慮しながら、資材高騰等を踏まえた現実的なコスト管理及び工期管理、ライフサイクルコストの低減の考え方について提案すること。

(3) 審査委員

役職等	氏名
青森県こども家庭部こどもみらい課長	葛西 広和

青森県立子ども自立センターみらい所長	日野 智之
青森県県土整備部建築住宅課長	小野 貴弘
青森県財務部財産管理課長	徳差 達哉
青森県財務部財産管理課長代理	関 孝幸

(4) 審査結果の通知等

ア 審査の結果は、参加者に対し、速やかに書面により通知するとともに、最優秀者の技術提案書（資料1-5様式5及び6）、並びに最優秀者及び優秀者の名称及び評価点等を青森県財務部財産管理課ホームページへの掲載により公表する。

(URL <https://www.pref.aomori.jp/soshiki/zaimu/zaisan/>)

イ 審査の結果、最優秀者として特定されなかった者は、県に対し、その通知が到達した日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条で規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）に書面によりその理由について説明を求めることができる。

ウ 県は、イの求めに対する回答を、書面を受領した日から10日以内に行う。

5 手続等

(1) 担当課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

青森県財務部財産管理課営繕企画グループ

電話番号 017-734-9125

メール eizen@pref.aomori.lg.jp

(2) 参加表明書及び説明書の交付

ア 交付期間 令和8年6月17日（水）から令和8年6月26日（金）17時まで

イ 交付方法 青森県財務部財産管理課ホームページにて交付する。

(URL <https://www.pref.aomori.jp/soshiki/zaimu/zaisan/>)

ただし、子ども自立センターみらい図面リスト（資料5）記載の図面等はCD-R配布にて交付を行う。交付を希望する場合は、令和8年6月25日（金）までに、図面交付申請書（別紙1）を5（1）までメールにて提出すること。なお、図面の交付場所は5（1）とする。

ウ 交付資料

資料1 「子ども自立センターみらい移転設計プロポーザル説明書」

資料1-1 「青森県立子ども自立センターみらい整備基本計画書」

資料1-2 「青森県立子ども自立センターみらい整備基本計画書参考図」

資料1-3 「参加表明書作成要領」

資料1-4 「技術提案書作成要領」

資料1-5 「様式集（様式1～9）」

資料2 「青森県建築設計業務委託特記仕様書（案）」

資料3 「公共建築設計業務委託共通仕様書」

資料4 「建築設計業務委託契約書（案）」

資料5 「子ども自立センターみらい図面リスト」

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和8年6月26日（金）16時まで

イ 提出場所 5(1)に同じ。

ウ 提出方法 電子メール又は持参による。なお、電子メールで提出する場合には、5(1)あて電話による受信確認を行うこと。

エ その他 詳細は、参加表明書作成要領（資料1-3）による。

(4) 質問書（別紙2）の提出

ア 提出期限 令和8年6月29日（月）12時まで

イ 提出場所 5(1)に同じ。

ウ 提出方法 電子メール又は持参による。なお、電子メールで提出する場合には、5(1)あて電話による受信確認を行うこと。

エ 回 答 質問に対する回答は、令和8年7月6日（月）までに青森県財務部財産管理課ホームページに掲載する。

(URL <https://www.pref.aomori.jp/soshiki/zaimu/zaisan/>)

(5) 技術提案書の提出

ア 提出期限 令和8年7月15日（水）12時まで

イ 提出場所 5(1)に同じ。

ウ 提出方法 電子メール又はCD-Rを持参による。なお、電子メールで提出する場合には、5(1)あて電話による受信確認を行うこと。

エ その他 詳細は、技術提案書作成要領（資料1-4）による。

6 現地見学会

現地見学会を下記のとおり実施する。

(1) 実施日時 令和8年6月23日（火）13時30分から（13時より受付開始）

(2) 集合場所 子ども自立センターみらい（住所：青森市大字合子沢字松森265番地）

(3) 申込方法 現地見学会参加申込書（別紙3）に所定の項目を記載の上、5(1)の担当課へ令和8年6月19日（金）12時までに電子メールにより提出すること。なお、5(1)あて電話による受信の確認を行うこと。

7 契約の締結

(1) 最優秀者を当該業務に係る随意契約の見積徴取の相手方とする。ただし、最優秀者に事故等があり見積徴取が不可能となった場合は、優秀者を当該見積徴取の相手方と

する。

- (2) 見積書の提出の日から7日以内に契約を締結する。
- (3) 最優秀者の選定から委託契約の締結までの間において、3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しない。

8 その他

- (1) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1参加者につき1案とする。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成・提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の返却は行わない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とする。
- (5) 書類の提出後の記載内容の追加、差し替え、変更は認めない。